

消費者の方へ

訪問購入のトラブルに注意してください!



訪問購入とは…

消費者の家を購入業者が訪問し、
消費者の貴金属やブランド品などを買い取るものです。

以下のような訪問購入のトラブルが見られます

購入前



電話では…

「いらない着物を買う」「査定だけ」

実際に家に来た時には…

「指輪やネックレスを売ってくれ」

と言われた。



トラブルを
避けるために

- 依頼をしていないにもかかわらず、購入業者が突然家に来て買取りをすることは、法律で禁止されています!
- そのような業者は家に上げないようにしましょう!

購入後



契約後、クーリング・オフを申し入れたら

「買取りの場合はクーリング・オフできない」「キャンセル料がかかる」と言われた。



もし買取りを
してもらうこと
になった場合

- 契約書などの書面を受け取ってから**8日間**は
 - ・クーリング・オフ（契約をなかったことにする）
 - ・手元に引き続き置いておくことができます！

呼んでないのに業者が来たときや
強引に品物を買い取られたときなどは、電話しましょう

消費者ホットライン（局番なし）



1

8

8

お近くの消費生活相談窓口を
案内します。

（土日祝日も相談できます。）



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

事業者の方へ

守ってください! 訪問購入のルール

↓チェックを入れて確認しましょう!

しつこく勧誘していませんか? → 適切な勧誘

以下のような勧誘は禁止されています。

- 突然訪問して勧誘する。
- 消費者から査定の依頼を受けて訪問し、買取りの勧誘をする。
- 消費者が断ったにもかかわらず再び勧誘する(再勧誘)。
- 買取る物品の種類を明示せずに勧誘する。



契約書を渡しましたか? → 書面の交付

法定事項(※)が記載された書面を消費者に交付しなければなりません。

※物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項など。



理由を問わず解除に応じなくてはなりません! → クーリング・オフ

書面の交付から8日以内は、消費者によるクーリング・オフに応じなくてはなりません。



(8日間以内)

品物を手元に置いておけることを告げましたか? → 引渡し拒絶の告知

書面の交付から8日以内は物品の引渡しを拒むことができる旨を、消費者に告知しなくてはなりません。



第三者と消費者の両者に通知しましたか? → 書面の交付から 8日以内 に物品を第三者へ引き渡す際の通知

書面の交付から8日以内に第三者に物品を引き渡す場合、以下の通知をしなくてはなりません。

- クーリング・オフの対象物品であること(対第三者)。
- 第三者の連絡先や引き渡した年月日など(対元々の売主である消費者)。



ただし、以下の物品や取引態様は規制の対象となりません。

物品



自動車
(2輪のものを除く。)



家具



家電
(携行が容易なものを除く。)



本、CDやDVD、
ゲームソフト類
有価証券



有価証券

取引態様

- ・消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合
- ・事業者が得意先を定期的に訪問して注文を受ける取引(御用聞き)の場合
- ・継続的な顧客との取引の場合
- ・転居に伴う売却の場合